

## やまぐち子ども・子育て応援プランの一部見直しについて

### 1 見直しの趣旨

- 令和8年度から「こども誰でも通園制度」(乳児等通園支援事業)が本格実施されることに伴い、子ども・子育て支援給付等の円滑な実施を確保するための国の基本指針が改正され、都道府県は、「こども誰でも通園制度」に係る①従事者の確保及び資質の向上のために講ずる措置に関する事項及び②教育・保育等を一体的に提供する体制に関する事項を、子ども・子育て支援法に基づく子ども・子育て支援事業支援計画に記載することとされた。
- 山口県子ども・子育て支援事業支援計画は、やまぐち子ども・子育て応援プランと一体のものとして策定しているため(令和7年3月策定)、当プランについて、国の基本指針の改正を踏まえた見直しを行う。

#### <参考>「こども誰でも通園制度」について

- 保育所等に通っていない0歳6ヶ月～満3歳未満児を対象として、月10時間の枠内で、就労要件を問わず、時間単位で保育所等(実施施設)の利用が可能。

区 分	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	6歳
就労要件あり	保育所、認定こども園等						小 学 校
就労要件なし	<u>こども誰でも通園制度</u> ・就労要件を問わない ・月一定時間までの利用可能枠 ・時間単位の柔軟な利用			幼稚園、認定こども園			

- 令和8年度から、子ども・子育て支援法に基づく新たな給付制度として、全自治体が「こども誰でも通園制度」を実施。(実施主体：市町村)

令和7年度	令和8年度
○法律上制度化(地域子ども・子育て支援事業) ・自治体の判断において「こども誰でも通園制度」を実施	○法律に基づく新たな給付制度 ・全自治体で「こども誰でも通園制度」を実施

## 2 見直しの内容等

### ①従事者の確保及び資質の向上のために講ずる措置に関する事項について

「こども誰でも通園制度」の実施に伴い配置が必要となる保育士や子育て支援員の確保・資質向上の具体的な方策については、プランの「第4章 V安心して子どもを生み育てるために必要な担い手の確保・資質向上」に記載済であることから、今回見直しは行わない。

### ②教育・保育等を一体的に提供する体制に関する事項について

「こども誰でも通園制度」は、満3歳以上の子どもを対象としていないため、満3歳到達後は、「こども誰でも通園制度」の実施施設から教育・保育施設に移ることが想定される。その際、乳幼児期の発達の連続性を踏まえて、切れ目なく教育・保育等を提供することが求められる。

このことを踏まえ、プランに以下のとおり追記するとともに、「こども誰でも通園制度」の本格実施に伴う所要の文言修正を行う。（別紙新旧対照表のとおり）

#### 追記内容（第4章 III安心して子育てできる環境づくり）

- ・「こども誰でも通園制度」を利用する満3歳未満の子どもが、満3歳以降も切れ目なく適切に質の高い教育・保育を利用できるよう、市町や教育・保育施設等と連携し、制度の利用終了後の受入れ体制の確保を図ります。